

※※
※
※
※
※
平成 28 年第 4 回箕面市議会定例会議案
(追加第 2 号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 96 号議案 工事請負契約締結の件 ((仮称) 西南生涯学習センター
新築工事) 1

第 97 号議案 箕面市職員の育児休業等に関する条例等改正の件 3

第 9 6 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成 28 年 12 月 14 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | (仮称) 西南生涯学習センター新築工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 の 金 額 | 3 6 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 箕面市新稻六丁目 3 番 10 号
富国建設株式会社 箕面営業所
所長 藤 林 慶 次 |
| 5 | 工 期 | 議決の翌日から平成 29 年 3 月 31 日まで |

(提案理由)

(仮称) 西南生涯学習センター新築工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第九十七号議案

箕面市職員の育児休業等に関する条例等改正の件

箕面市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条

例

(箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)を次のように改める。

(2) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第四号ロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「子の一歳到達日（）を「子が一歳に達する日（以下この号及び第二条の三において「一歳到達日」という。）（）に改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第三号中「当該子が一歳六箇月に達する日」を「当該子の一歳六箇月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第三条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第二条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が

解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなつたこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げる、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなつたこと。

第二十条第二項中「を承認されている」を「又は箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条の二第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の下に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

(箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年箕面市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「子のある」を「子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条

の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある」に改め、「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十五条第一項において同じ。)」を加え、同条第四項中「第三項中「第八条第二項」を「前条第二項」に改め、同条第二項及び第三項及び前項」を「前三項」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十五条第一項において同じ。)で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある職員

が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第十五条第一項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第十一条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五条第一項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を「要介護者（配偶者」に改め、「あるもの」の下に「をいう。以下同じ。」を、「するため、」の下に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態」とに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」とに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態」とに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると

認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、箕面市一般職の職員の給与に関する条例第三条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正）

第三条 次に掲げる条例の規定中「又は箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する介護休暇」を「、箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する介護休暇又は同条例第十五条の二第一項に規定する介護時間」に改める。

一 箕面市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十六号）第十五条第二項

二 箕面市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十年箕面市条例第十九号）第十八条第二項

三 箕面市競艇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十六年箕面市条例第九号）第十九条第二項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する

条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第二条の規定による改正後の箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百十号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正に伴い、職員の育児及び介護の支援に係る関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

